

○ 自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）（第1条関係）
 （下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（採用） 第1条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く</u>。以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の採用は、この訓令の定めるところにより行う身体検査に合格した者でなければこれをしてはならない。</p>	<p>（採用） 第1条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の採用は、この訓令の定めるところにより行う身体検査に合格した者でなければこれをしてはならない。</p>

○ 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第2号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（勤務時間） 第1条 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。</u>以下「学生」という。）の勤務時間は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、1週間につき38時間45分とする。 2・3 （略）</p>	<p>（勤務時間） 第1条 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の勤務時間は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、1週間につき38時間45分とする。 2・3 （略）</p>

○ 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）（第2条関係）
 （下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（体力検査） 第6条 健康管理者は、被管理者である自衛官（防衛大学校及び防衛医科大学校にあつては学生（ <u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。</u> ）を含む。以下同じ。）について、定期に体力検査を行わなければならない。			（体力検査） 第6条 健康管理者は、被管理者である自衛官（防衛大学校及び防衛医科大学校にあつては学生を含む。以下同じ。）について、定期に体力検査を行わなければならない。		
別表第1の2（第12条関係）			別表第1の2（第12条関係）		
検診の項目	検診の方法	摘 要	検診の項目	検診の方法	摘 要
結核検診	問診及び胸部エックス線間接撮影	1 （略） （削る） 2 <u>健康管理者が必要と認める者にあつては、健康管理者が定める定期に実施するものとする。</u> 3 <u>妊娠中の職員については、エックス線撮影は行わないことができる。</u> 4 <u>結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び担当の医師が必要と認める者については、間接撮影を省略し、直接撮影及びかくたん検査を行う。</u>	結核検診	問診及び胸部エックス線間接撮影	1 （略） 2 <u>防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和48年総理府令第65号）第23条第1項に規定する高等看護学院において養成される者にあつては、入学年度に1回実施するものとする。</u> 3 <u>健康管理者が必要と認める者にあつては、健康管理者が定める定期に実施するものとする。</u> 4 <u>妊娠中の職員については、エックス線撮影は行わないことができる。</u> 5 <u>結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び担当の医師が必要と認める者については、間接撮影を省略し、直接撮影及びかくたん検査を行う。</u>
~~~~~			~~~~~		

○ 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）            第1条 この訓令は、隊員（自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。</u>）、陸上自衛隊高等工科学校の生徒、非常勤の者及び臨時的任用の者を除く。以下同じ。）の航空業務に関する技能の基準としての航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）            第1条 この訓令は、隊員（自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒、非常勤の者及び臨時的任用の者を除く。以下同じ。）の航空業務に関する技能の基準としての航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

○ 自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第50号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方協力本部の事務）</p> <p>第1条 自衛隊地方協力本部（以下「地方協力本部」という。）においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。</u>）、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒及び自衛隊法第98条第1項の規定により学資金を貸与される者（以下「自衛官等」という。）の募集に関すること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>（地方協力本部の事務）</p> <p>第1条 自衛隊地方協力本部（以下「地方協力本部」という。）においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒及び自衛隊法第98条第1項の規定により学資金を貸与される者（以下「自衛官等」という。）の募集に関すること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>

○ 勤務評定に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第10号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（勤務評定の適用範囲）</p> <p>第2条 勤務評定は、次の各号に掲げる隊員を除くすべての隊員について行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生  <u>（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。）</u>又は陸上自衛隊高等工科学            校の生徒</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>（勤務評定の適用範囲）</p> <p>第2条 勤務評定は、次の各号に掲げる隊員を除くすべての隊員について行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生            又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒</p> <p>(8)～(10) (略)</p>

○ 自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う場合の手続等に関する訓令（平成14年防衛庁訓令第1号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）            第1条 この訓令は、自衛官以外の隊員（自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。</u>）、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。以下同じ。）が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項第1号の規定に該当するものとして、職務上必要な射撃を行う場合の基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）            第1条 この訓令は、自衛官以外の隊員（自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。以下同じ。）が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項第1号の規定に該当するものとして、職務上必要な射撃を行う場合の基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。</p>

○ 防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（食事の有料支給）</p> <p>第6条 令第15条第1項の規定により食事を支給することができる場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当している場合とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>防衛医科大学校高等看護学院において看護に従事する職員を養成する教育を受けている者又は防衛医科大学校医学教育部看護学科において防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号に規定する教育訓練を受けている者</u> その教育又は教育訓練を受けるに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長が認めたとき</p> <p>2 （略）</p>	<p>（食事の有料支給）</p> <p>第6条 令第15条第1項の規定により食事を支給することができる場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当している場合とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 防衛医科大学校において看護に従事する職員を養成するため防衛医科大学校高等看護学院において行う教育を受けている者 その教育を受けるに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長が認めたとき</p> <p>2 （略）</p>

○ 隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海外渡航の承認）</p> <p>第15条の2 隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び非常勤の職員（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者及び自衛隊法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。</u>）を除く。以下この条において同じ。）は、国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合には、あらかじめ海外渡航承認申請書（別記様式第5）1部を承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、隊員の親族が本邦以外の地域において死亡し、負傷し、又は疾病にかかったため当該地域への渡航が緊急を要する場合で、あらかじめ、当該承認権者に提出するいとまがなかつたときは、事後において、速やかに海外渡航承認申請書（別記様式第5の2）1部を承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（海外渡航の承認）</p> <p>第15条の2 隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び非常勤の職員（自衛隊法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）は、国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合には、あらかじめ海外渡航承認申請書（別記様式第5）1部を承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、隊員の親族が本邦以外の地域において死亡し、負傷し、又は疾病にかかったため当該地域への渡航が緊急を要する場合で、あらかじめ、当該承認権者に提出するいとまがなかつたときは、事後において、速やかに海外渡航承認申請書（別記様式第5の2）1部を承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>

○ 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>別表第3（第5条関係） 1～3（略） 4 人事教育局長専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所掌する課等</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">人事計画・補任課</td> <td> <p>(1)～(16)（略）                      (17) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。服務管理官の項第5号において同じ。</u>）の採用及び退校（懲戒処分としてのものを除く。）についての承認に関すること。                      (18)～(27)（略）</p> </td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>5～7（略）</p>	所掌する課等	専決事項	人事計画・補任課	<p>(1)～(16)（略）                      (17) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。服務管理官の項第5号において同じ。</u>）の採用及び退校（懲戒処分としてのものを除く。）についての承認に関すること。                      (18)～(27)（略）</p>			<p>別表第3（第5条関係） 1～3（略） 4 人事教育局長専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所掌する課等</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">人事計画・補任課</td> <td> <p>(1)～(16)（略）                      (17) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の採用及び退校（懲戒処分としてのものを除く。）についての承認に関すること。                      (18)～(27)（略）</p> </td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>5～7（略）</p>	所掌する課等	専決事項	人事計画・補任課	<p>(1)～(16)（略）                      (17) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の採用及び退校（懲戒処分としてのものを除く。）についての承認に関すること。                      (18)～(27)（略）</p>		
所掌する課等	専決事項												
人事計画・補任課	<p>(1)～(16)（略）                      (17) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。服務管理官の項第5号において同じ。</u>）の採用及び退校（懲戒処分としてのものを除く。）についての承認に関すること。                      (18)～(27)（略）</p>												
所掌する課等	専決事項												
人事計画・補任課	<p>(1)～(16)（略）                      (17) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の採用及び退校（懲戒処分としてのものを除く。）についての承認に関すること。                      (18)～(27)（略）</p>												

○ 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（内部部局の隊員等の補職）</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職についての補職並びに内部部局に勤務する隊員及び地方防衛局に勤務する3級以上の事務官等の補職は、防衛大臣が行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防衛医科大学校の学校長、副校長、幹事、事務局長、部長、課長、室長、図書館長、図書館事務長、医学教育部長、<u>看護学科長</u>、動物実験施設長、共同利用研究施設長、教授及び教育職俸給表（一）の適用を受ける准教授並びに病院の院長、副院長、事務部長、部長、地域医療連携室長、教育職俸給表（一）、医療職俸給表（二）又は医療職俸給表（三）の適用を受ける副部長、地域医療連携室副室長及び課長並びに防衛医学研究センターのセンター長、感染症疫学対策研究官及び事務長並びに高等看護学院長</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（防衛大学校又は防衛医科大学校の学生）</p> <p>第79条の2 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。</u>）の採用、休学、復学及び退校は、防衛大学校長又は防衛医科大学校長が行う。ただし、採用及び退校（本人の願によるものを除く。）については、防衛大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（非常勤の隊員）</p> <p>第86条 非常勤の隊員（自衛隊法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）の任免及び補職は、別に定めるもののほか、次によつて行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>防衛省設置法第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者の場合</u> <u>防衛医科大学校長が行う。</u></p> <p>2 非常勤の隊員の懲戒処分は、事務官等の例により行う。</p>	<p>（内部部局の隊員等の補職）</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職についての補職並びに内部部局に勤務する隊員及び地方防衛局に勤務する3級以上の事務官等の補職は、防衛大臣が行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防衛医科大学校の学校長、副校長、幹事、事務局長、部長、課長、室長、図書館長、図書館事務長、医学教育部長、動物実験施設長、共同利用研究施設長、教授及び教育職俸給表（一）の適用を受ける准教授並びに病院の院長、副院長、事務部長、部長、地域医療連携室長、教育職俸給表（一）、医療職俸給表（二）又は医療職俸給表（三）の適用を受ける副部長、地域医療連携室副室長及び課長並びに防衛医学研究センターのセンター長、感染症疫学対策研究官及び事務長並びに高等看護学院長</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（防衛大学校又は防衛医科大学校の学生）</p> <p>第79条の2 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の採用、休学、復学及び退校は、防衛大学校長又は防衛医科大学校長が行う。ただし、採用及び退校（本人の願によるものを除く。）については、防衛大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（非常勤の隊員）</p> <p>第86条 非常勤の隊員（自衛隊法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）の任免及び補職は、別に定めるもののほか、次によつて行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 非常勤の隊員の懲戒処分は、事務官等の例により行なう。</p>

○ 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）（第8条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、自衛官、自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者（第8条第2項において「技官候補看護学生」という。）を除く。</u>）、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く隊員の勤務時間、休暇並びに休暇の承認及び手続について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（非常勤の隊員の勤務時間）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の年次休暇については、その時期につき、指定部課長の承認を受けなければならない。この場合において、指定部課長は、隊務の運営（<u>技官候補看護学生にあつては教育訓練</u>）に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、自衛官、自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く隊員の勤務時間、休暇並びに休暇の承認及び手続について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（非常勤の隊員の勤務時間）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の年次休暇については、その時期につき、指定部課長の承認を受けなければならない。この場合において、指定部課長は、隊務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。</p>

○ 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（非常勤の隊員の採用の方法）            第12条の2 非常勤の隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者</u>及び法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。）の採用は、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うものとする。ただし、期間業務隊員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは「及び経歴法定」とする。            2・3 （略）</p>	<p>（非常勤の隊員の採用の方法）            第12条の2 非常勤の隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。）の採用は、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うものとする。ただし、期間業務隊員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは「及び経歴法定」とする。            2・3 （略）</p>

○ 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第10号）（第10条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）            第1条 この訓令は、防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。</u>以下「学生」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用について規定することを目的とする。</p>	<p>（目的）            第1条 この訓令は、防衛大学校<u>本科</u>学生及び防衛医科大学校学生（以下「学生」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用について規定することを目的とする。</p>

○ 俸給の特別調整額に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第8号）（第11条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																						
<p>別表（第1条関係） イ・ロ（略） ハ 防衛医科大学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組 織</th> <th style="width: 40%;">官 職</th> <th style="width: 40%;">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">防衛医科大学校</td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td> <u>課長（学生課長を除く。）</u>                      看護学科長                      事務部長                      薬剤部長                      看護部長                      高等看護学院長                      企画室長                      防衛医学研究センター感染症疫学対策研究官                      防衛医学研究センター事務長                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">3種</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ～ソ（略） 備考（略）</p>	組 織	官 職	種 別	防衛医科大学校			<u>課長（学生課長を除く。）</u> 看護学科長 事務部長 薬剤部長 看護部長 高等看護学院長 企画室長 防衛医学研究センター感染症疫学対策研究官 防衛医学研究センター事務長	3種				<p>別表（第1条関係） イ・ロ（略） ハ 防衛医科大学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組 織</th> <th style="width: 40%;">官 職</th> <th style="width: 40%;">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">防衛医科大学校</td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td> <u>課長（学生課長を除く。）</u>                      事務部長                      薬剤部長                      看護部長                      高等看護学院長                      企画室長                      防衛医学研究センター感染症疫学対策研究官                      防衛医学研究センター事務長                 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">3種</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ～ソ（略） 備考（略）</p>	組 織	官 職	種 別	防衛医科大学校			<u>課長（学生課長を除く。）</u> 事務部長 薬剤部長 看護部長 高等看護学院長 企画室長 防衛医学研究センター感染症疫学対策研究官 防衛医学研究センター事務長	3種			
組 織	官 職	種 別																					
防衛医科大学校																							
	<u>課長（学生課長を除く。）</u> 看護学科長 事務部長 薬剤部長 看護部長 高等看護学院長 企画室長 防衛医学研究センター感染症疫学対策研究官 防衛医学研究センター事務長	3種																					
組 織	官 職	種 別																					
防衛医科大学校																							
	<u>課長（学生課長を除く。）</u> 事務部長 薬剤部長 看護部長 高等看護学院長 企画室長 防衛医学研究センター感染症疫学対策研究官 防衛医学研究センター事務長	3種																					

○ 事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第7号）（第12条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第3（第2条、第4条、第5条、第6条関係）            組織 防衛医科大学校            （表略）            備考1～3 （略）            4 教育職俸給表(一)の「教授」には、部長、<u>看護学科長</u>、副院長、図書館長、防衛医学研究センター長、感染症疫学対策研究官及び高等看護学院長を含む。            5～10 （略）</p>	<p>別表第3（第2条、第4条、第5条、第6条関係）            組織 防衛医科大学校            （表略）            備考1～3 （略）            4 教育職俸給表(一)の「教授」には、部長、副院長、図書館長、防衛医学研究センター長、感染症疫学対策研究官及び高等看護学院長を含む。            5～10 （略）</p>

○ 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）（第13条関係）  
 （下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入院の申込み）</p> <p>第6条 病院への入院の申込みは、次の各号に掲げる入院を必要とする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官若しくは即応予備自衛官又は<u>教育訓練招集に応じている予備自衛官補</u>（以下「予備自衛官等」という。）、防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く</u>。以下「学生」という。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。） 本人又はその所属長（自衛官にあつては自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第44条第11項に規定する所属長、自衛官候補生及び予備自衛官等にあつてはその訓練又は教育訓練を担当する部隊等の長、学生にあつては防衛大学校長又は防衛医科大学校長、生徒にあつては陸上自衛隊高等工科学校長をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（入院の申込み）</p> <p>第6条 病院への入院の申込みは、次の各号に掲げる入院を必要とする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自衛官、自衛官候補生、訓練招集又は<u>教育訓練招集</u>に応じている予備自衛官、<u>即応予備自衛官</u>、予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）、防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。） 本人又はその所属長（自衛官にあつては自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第44条第11項に規定する所属長、自衛官候補生及び予備自衛官等にあつてはその訓練又は教育訓練を担当する部隊等の長、学生にあつては防衛大学校長又は防衛医科大学校長、生徒にあつては陸上自衛隊高等工科学校長をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 防衛医科大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第16号）（第14条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組織）            第1条 防衛医科大学校の評議会（以下「評議会」という。）は、次の各号に掲げる評議員をもつて組織する。            (1)～(3) （略）  <u>(4) 学科目を担当する教授のうちの1人、医学教育部医学科の講座を担当する教授のうちの4人及び医学教育部看護学科の講座を担当する教授のうちの1人でそれぞれ学校長が指名するもの</u></p>	<p>（組織）            第1条 防衛医科大学校の評議会（以下「評議会」という。）は、次の各号に掲げる評議員をもつて組織する。            (1)～(3) （略）  <u>(4) 学科目を担当する教授のうちの1人、基礎医学に係る講座を担当する教授のうちの2人及び臨床医学に係る講座を担当する教授のうちの2人でそれぞれ学校長が指名するもの</u></p>

※意見公募部分は**朱書き**

○ 防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）（第15条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 医学科（第4条－第12条）</p> <p>第1節 教育訓練の目的及び方針（第4条・第5条）</p> <p>第2節 医学科学生の採用及び入校（第6条・第7条）</p> <p>第3節 修学（第8条・第9条）</p> <p>第4節 進級又は卒業（第10条・第11条）</p> <p>第5節 学生隊（第12条）</p> <p><u>第3章 看護学科（第13条－第21条）</u></p> <p><u>第1節 教育訓練の目的及び方針（第13条・第14条）</u></p> <p><u>第2節 看護学科学生の採用及び入校（第15条・第16条）</u></p> <p><u>第3節 修学（第17条・第18条）</u></p> <p><u>第4節 進級又は卒業（第19条・第20条）</u></p> <p><u>第5節 学生隊（第21条）</u></p> <p><u>第4章 医学研究科（第22条－第33条）</u></p> <p><u>第1節 教育訓練の目的及び方針（第22条・第23条）</u></p> <p><u>第2節 研究科学生の選抜及び入校（第24条－第26条）</u></p> <p><u>第3節 修学（第27条－第31条）</u></p> <p><u>第4節 修了（第32条・第33条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第34条－第36条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の医学教育部の医学科の学生（以下「医学科学生」という。）<u>、看護学科の学生（以下「看護学科学生」という。）及び医学研究科の学生（以下「研究科学生」という。）</u>に対する教育訓練に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学年度）</p> <p>第2条 医学科<u>及び看護学科</u>の学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、<u>医学研究科の学年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。</u></p> <p>。（入校の時期）</p> <p>第3条 医学科学生、<u>看護学科学生及び研究科学生</u>の入校の時期は、それぞれの学年度の初めと</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 医学科（第4条－第12条）</p> <p>第1節 教育訓練の目的及び方針（第4条・第5条）</p> <p>第2節 医学科学生の採用及び入校（第6条・第7条）</p> <p>第3節 修学（第8条・第9条）</p> <p>第4節 進級又は卒業（第10条・第11条）</p> <p>第5節 学生隊（第12条）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第3章 医学研究科（第13条－第24条）</u></p> <p><u>第1節 教育訓練の目的及び方針（第13条・第14条）</u></p> <p><u>第2節 研究科学生の選抜及び入校（第15条－第17条）</u></p> <p><u>第3節 修学（第18条－第22条）</u></p> <p><u>第4節 修了（第23条・第24条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第25条－第27条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の医学教育部の医学科の学生（以下「医学科学生」という。）及び医学研究科の学生（以下「研究科学生」という。）に対する教育訓練に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学年度）</p> <p>第2条 医学科の学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、<u>医学研究科の学年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。</u></p> <p>。（入校の時期）</p> <p>第3条 医学科学生及び研究科学生の入校の時期は、それぞれの学年度の初めとする。</p>

する。

(教育訓練の方針)

第5条 医学科における教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき実施しなければならない。

(1) 教育訓練及び規律ある団体生活等のあらゆる機会を通じて、医の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもつて行動する気風並びに強健な体力と旺盛な気力を養い、医師である幹部自衛官としての職責を尽くし得る性格を育成する。

(2) (略)

(3) 医学科の訓練課程においては、医師である幹部自衛官として必要な基礎的な訓練要項について錬成し、医師である幹部自衛官としての職責を理解してこれに適応する資質及び技能を育成する。

第2節 医学科学生を採用及び入校

(受験資格)

第6条 医学科学生を採用するための試験は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号。以下「法」という。)第16条第4項に定める者(入校の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。第15条第1項において同じ。)のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。

(1) 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。

(2) 入校する年の4月1日において18歳以上21歳未満であること。

第3節 修学

(授業科目及び訓練科目並びに履修方法等)

第8条 医学科学生が履修する授業科目及び訓練科目の名称及び単位数又は時間数は、別表第1に定めるところによる。

2 医学科学生が履修する授業科目及び訓練科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

3 学校長は、学年度の初めに当該学年度における医学科学生が履修する授業科目及び訓練科目の要目を防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第9条 (略)

2 学校長は、学年度末において、医学科学生が履修した訓練科目について当該学年度における全ての訓練科目を総合して修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して当該学年度について定められている時間数を修得したことの認定を与えるものとする。

(教育訓練の方針)

第5条 医学科における教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき実施しなければならない。

(1) 教育訓練及び規律ある団体生活等のあらゆる機会を通じて、医の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもつて行動する気風並びに強健な体力とおう盛な気力を養い、医師である幹部自衛官としての職責を尽くし得る性格を育成する。

(2) (略)

(3) 訓練課程においては、幹部自衛官として必要な基礎的な訓練要項について錬成し、幹部自衛官としての職責を理解してこれに適応する資質及び技能を育成する。

第2節 医学科学生を採用及び入校

(受験資格)

第6条 医学科学生を採用するための試験は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第4項に定める者(入校の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。)のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。

(1) 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。

(2) 入校する年の4月1日において18歳以上21歳未満であること。

第3節 修学

(授業科目及び訓練科目並びに履修方法等)

第8条 医学科学生が履修する授業科目及び訓練科目の名称及び単位数又は時間数は、別表第1に定めるところによる。

2 授業科目及び訓練科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

3 学校長は、学年度の初めに当該学年度の授業科目及び訓練科目の要目を防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第9条 (略)

2 学校長は、学年度末において、医学科学生が履修した訓練科目について当該学年度におけるすべての訓練科目を総合して修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して当該学年度について定められている時間を修得したことの認定を与えるものとする。

3 (略)

第4節 進級又は卒業

(進級又は卒業)

第10条 学校長は、医学科学生が進級又は卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数を修得し、かつ、医学科学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該医学科学生を進級させ又は卒業させるものとする。

2 医学科学生が進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、学校長が定める。

3 医学科学生が卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、別表第1に定めるところによる。

4 (略)

第5節 学生隊

(学生隊)

第12条 医学科学生をもつて医学科の学生隊を編成する。

2 前項の規定による学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、当該学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

第3章 看護学科

第1節 教育訓練の目的及び方針

(教育訓練の目的)

第13条 看護学科における教育訓練は、看護学科学生に対して将来保健師及び看護師である幹部自衛官又は技官として必要な人格及び識見を養い、看護学に関する優れた能力を育成することを目的とする。

(教育訓練の方針)

第14条 看護学科における教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき実施しなければならない。

(1) 法第16条第1項第2号の教育訓練を受ける看護学科学生（以下「自衛官候補看護学生」という。）に対しては、教育訓練及び規律ある団体生活等のあらゆる機会を通じて、看護の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神、規律ある態度及び責任感をもつて行動する気風並びに強健な体力と旺盛な気力を養い、保健師及び看護師である幹部自衛官としての職責を尽くし得る性格を育成する。

(2) 法第16条第1項第3号の教育訓練を受ける看護学科学生（以下「技官候補看護学生」という。）に対しては、教育訓練等のあらゆる機会を通じて、看護の倫理に徹し、生命の尊厳を深く認識させるとともに、自主的精神

3 (略)

第4節 進級又は卒業

(進級又は卒業)

第10条 学校長は、医学科学生が進級又は卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数を修得し、かつ、医学科学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該医学科学生を進級させ又は卒業させるものとする。

2 進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、学校長が定める。

3 卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数は、別表第1に定めるところによる。

4 (略)

第5節 学生隊

(学生隊)

第12条 医学科学生をもつて学生隊を編成する。

2 学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

、規律ある態度及び責任感をもって行動する  
気風並びに旺盛な気力を養い、保健師及び看  
護師である技官としての職責を尽くし得る性  
格を育成する。

(3) 看護学課程においては、学校教育法に基づ  
き看護学教育を行う大学の設置基準並びに保  
健師助産師看護師法（昭和23年法律第20  
3号）第19条第1号及び第21条第1号の  
規定に基づく基準に準拠して、健康増進、疾  
病の予防、健康の回復及び苦痛の緩和を高い  
技術をもって行うことができる保健師及び看  
護師として要求される高い教養と看護学に関  
する広範な知識及び臨床的実力を授ける。

(4) 看護学科の訓練課程においては、保健師及  
び看護師である幹部自衛官として必要な基礎  
的な訓練要項について錬成し、保健師及び看  
護師である幹部自衛官としての職責を理解し  
てこれに適応する資質及び技能を育成する。

#### 第2節 看護学科学生の採用及び入校

(受験資格等)

第15条 看護学科学生の採用試験の受験資格を  
有する者は、次のとおりとする。

(1) 自衛官候補看護学生を採用するための試験  
は、法第16条第4項に定める者のうち次の  
各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法  
第38条第1項各号のいずれにも該当しない  
ものについて行わなければならない。

ア 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健  
な者であること。

イ 入校する年の4月1日において18歳以  
上21歳未満であること。

(2) 技官候補看護学生を採用するための試験は  
、法第16条第4項に定める者のうち次の各  
号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法第  
38条第1項各号のいずれにも該当しないも  
のについて行わなければならない。

ア 日本の国籍を有し、志操健全で健康な者  
であること。

イ 入校する年の4月1日において18歳以  
上24歳未満であること。

2 技官候補看護学生の採用は、隊員の任免等の  
人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37  
年防衛庁訓令第66号）第12条の2第1項の  
規定にかかわらず、試験による。

3 前項の試験は、次の各号に掲げる方法による  
。

(1) 筆記試験

(2) 身体検査

(3) 口述試験

(入校)

第16条 学校長は、看護学科学生に採用した者

(新設)

(新設)

(新設)

に対して入校を命ずる。

### 第3節 修学

(授業科目及び訓練科目並びに履修方法等)

第17条 看護学科学生が履修する授業科目の名称及び単位数並びに自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の名称及び時間数は、別表第2に定めるところによる。

2 看護学科学生が履修する授業科目及び自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

3 学校長は、学年度の初めに当該学年度における看護学科学生が履修する授業科目及び自衛官候補看護学生が履修する訓練科目の要目を防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第18条 学校長は、学年度末において、看護学科学生が履修した授業科目についてそれぞれの授業科目ごとに修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して、当該授業科目について定められている単位を修得したことの認定を与えるものとする。

2 学校長は、学年度末において、自衛官候補看護学生が履修した訓練科目について当該学年度における全ての訓練科目を総合して修得の程度を評定し、その程度が基準に達した者に対して当該学年度について定められている時間数を修得したことの認定を与えるものとする。

3 前2項に規定する看護学科学生の修得の程度は、試験の成績、出席時数等を総合して評定するものとする。

### 第4節 進級又は卒業

(進級又は卒業)

第19条 学校長は、自衛官候補看護学生にあつては進級又は卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数を、技官候補看護学生にあつては進級又は卒業に必要な授業科目の単位数を修得し、かつ、看護学科学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該看護学科学生を進級させ又は卒業させるものとする。

2 自衛官候補看護学生が進級に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数並びに技官候補看護学生が進級に必要な授業科目の単位数は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、学校長が定める。

3 自衛官候補看護学生が卒業に必要な授業科目及び訓練科目の単位数又は時間数並びに技官候補看護学生が卒業に必要な授業科目の単位数は、別表第2に定めるところによる。

4 学校長は、第1項の規定により大学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(修業期間の延長)

第20条 学校長は、進級又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める看護学科学生については、1回につき1年を限り当該年次における修業期間を延長することができる。

(新設)

2 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合又は国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第3条の規定による育児休業による場合を除き、当該学生の在学中を通じて2回以内とする。ただし、公務に起因しない結核性疾患によつて引き続き2回延長された場合においても、これを1回の延長として取り扱うものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によつて1回修業期間を延長された看護学科学生については、当該看護学科学生の在学中を通じて同一の理由によつては再度修業期間を延長することができない。

第5節 学生隊

(新設)

(学生隊)

第21条 自衛官候補看護学生をもつて看護学科の学生隊を編成する。

(新設)

2 前項の規定による学生隊に関し必要な事項は、学校長が定める。ただし、当該学生隊の編成その他重要な事項については、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

第4章 医学研究科

第3章 医学研究科

第22条～第27条 (略)

第13条～第18条 (略)

(専攻領域、系列及び専攻分野)

(専攻領域、系列及び専攻分野)

第28条 医学研究科における専攻領域、系列及び専攻分野は、別表第3に定めるところによる。

第19条 医学研究科における専攻領域、系列及び専攻分野は、別表第2に定めるところによる。

2 (略)

2 (略)

(授業科目及び単位)

(授業科目及び単位)

第29条 (略)

第20条 (略)

2 研究科学生が履修する授業科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

2 授業科目の各年次における配分及び履修方法は、学校長が定める。

第30条～第33条 (略)

第21条～第24条 (略)

第5章 雑則

第4章 雑則

(報告)

(報告)

第34条 学校長は、医学科、看護学科及び医学研究科の学年度末に当該学年度の教育訓練の実施概要を防衛大臣に報告しなければならない。

第25条 学校長は、医学科及び医学研究科の学年度末に当該学年度の教育訓練の実施概要を防衛大臣に報告しなければならない。

第35条・第36条 (略)

第26条・第27条 (略)

別表第1 (第8条・第10条関係)

別表第1 (第8条・第10条関係)

(訓練課程)

(訓練課程)

訓練 課 目

訓練 課 目

基本 教練	徒歩教練			

基本 教練	徒歩教練及び車両教練			

別表第2 (第17条、第19条関係)

(看護学課程)

	開設 単位数	卒業に必要な修得単位数					
		自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生			
		必選の別	単位数	必選の別	単位数		
基礎 分野	人間の 理解	心理学	2	選択	2以上	選択	2以上
	哲学	2					
	倫理学	2					
	教育学	2					
	学校長の定める科目	10					
	社会 の理解	社会学	2	選択	2以上	選択	2以上
	政治学	2					
	法学	2					
	経済学	2					
	学校長の定める科目	1					
	自然 の理解	統計学	2	選択	2以上	選択	2以上
	生物学	2					
	数理論理学	2					
	数学	2					
	学校長の定める科目	3					
	外国 語	英語	6	必修	5	必修	5
	英語	2	選択必修	2	選択必修	2	
	中国語	2					
	体育	保健体育	1	必修	1	必修	1
総合 I	情報リテラシー	1	必修	1	必修	1	
総合 II	基礎ゼミⅠ・Ⅱ	4	必修	2	必修	2	
	学校長の定める科目	5	選択	1以上	選択	1以上	
基礎分野計	61	必修 選択必修 選択	9 2 10以上	必修 選択必修 選択	9 2 10以上		

	開設 単位数	卒業に必要な修得単位数				
		自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生		
		必選の別	単位数	必選の別	単位数	
専門基 礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	15	必修	15	必修	15
	健康支援と社会保障制度	7	必修	7	必修	7
	健康現象の疫学と統計	4	必修	4	必修	4
専門基礎分野計	26	必修	26	必修	26	

	開設 単位数	卒業に必要な修得単位数				
		自衛官候補 看護学生		技官候補 看護学生		
		必選の別	単位数	必選の別	単位数	
専門 分野I	基礎看護学	13	必修	13	必修	13
専門分野I計	13	必修	13	必修	13	

(新設)



○ 防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）（第16条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第2（第5条関係） 隊員（自衛隊法第44条の4第1項、第44条の5第1項及び第45条の2第1項の規定により採用された隊員を除く。）の職務の級				別表第2（第5条関係） 隊員（自衛隊法第44条の4第1項、第44条の5第1項及び第45条の2第1項の規定により採用された隊員を除く。）の職務の級			
隊員の職務		自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。以下この表において「学生」という。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下この表において「生徒」という。）の職務	非常勤職員の職務	隊員の職務		自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒の職務	非常勤職員の職務
			給与法第26条に基づいて支給される給与の基礎となつた職務の級				給与法第26条に基づいて支給される給与の基礎となつた職務の級
指定職俸給表による職務又は行政職俸給表（一）による職務の級				指定職俸給表による職務又は行政職俸給表（一）による職務の級			
備考（略）				備考（略）			

○ 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）（第17条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）            第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 事務官等 防衛省の事務次官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣補佐官、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条第1項又は第16条第1項（第3号を除く。））の教育訓練を受けている者をいう。）            生徒（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第5項の教育訓練を受けている者をいう。）            任期待隊員（同法第36条の2各項の規定により採用された職員をいう。）            任期待研究員（同法第36条の6第1項の規定により採用された職員をいう。）及び非常勤の者でないものをいう。            (2)～(6) (略)</p>	<p>（定義）            第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 事務官等 防衛省の事務次官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣補佐官、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条第1項の教育訓練又は同法第16条第1項の教育訓練を受けている者をいう。）            生徒（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第5項の教育訓練を受けている者をいう。）            任期待隊員（同法第36条の2各項の規定により採用された職員をいう。）            任期待研究員（同法第36条の6第1項の規定により採用された職員をいう。）及び非常勤の者でないものをいう。            (2)～(6) (略)</p>

○ 陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令（昭和32年陸上自衛隊訓令第17号）（第18条関係）  
（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 前条第3項の規定により次期以降の学生とともに修業する学生は、当該次期以降の学生が当該学生の階級に昇任する次時期までは当該階級にとどめ、以後前項の規定の例により当該次期以降の学生とともに昇任させるものとする。</p> <p>第6条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、学生を免ずるものとする。</p> <p>(1) 成績の不良又は心身の故障のため第4条第1項に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(任用権者)</p> <p>第7条 学生の昇任は、陸上幕僚長が行う。</p>	<p>(任用)</p> <p>第3条の2 <u>陸上自衛隊看護学生試験</u>（以下「試験」という。）に合格した者は、2等陸士である自衛官に採用し、学生を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現階級において又はこれと同位の階級の陸上自衛官に異動させて学生を命ずる。</p> <p>(試験等)</p> <p>第4条 <u>試験を受けることができる者は、日本の国籍を有する者で次の各号に該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>試験の日以後における最初の4月1日において年齢18歳以上年齢24歳未満の者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定に該当する者</u></p> <p>2 <u>前項の試験は、次の各号に掲げる方法による。</u></p> <p>(1) <u>筆記試験</u></p> <p>(2) <u>身体検査</u></p> <p>(3) <u>口述試験</u></p> <p>3 <u>前項第1号の筆記試験は、国語、数学、理科及び英語の4科目につき高等学校卒業程度の学力について行う。</u></p> <p>4 <u>学生の募集及び採用に関する業務は、陸上幕僚長が行う。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>第3条の2ただし書の規定により学生を命ぜられた者は、その者の階級に同条本文の規定により採用された同期の者が昇任する時期までは現階級にとどめ、以後前項の規定の例により同期の者とともに昇任させるものとする。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定により次期以降の学生とともに修業する学生は、当該次期以降の学生が当該学生の階級に昇任する次時期までは当該階級にとどめ、以後第1項の規定の例により当該次期以降の学生とともに昇任させるものとする。</u></p> <p>第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、学生を免ずるものとする。</p> <p>(1) 成績の不良又は心身の故障のため第5条第1項に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(任用権者)</p> <p>第8条 学生の採用及び昇任は、陸上幕僚長が行なう。</p>

第8条 (略)

第9条 (略)